兄弟姉妹在籍に伴う減免制度について
（授業料減免・後援会費減免）

本学に兄弟姉妹が在籍する場合、下位学年のお子様（親権者と生計を一にする者）に対して年間授業料及び後期分の後援会費が減免されます。（申請後、減免額を還付します。）

つきましては、申請条件をご確認いただき、該当される場合は、申請期間中（9/10～10/31）に必要書類を各キャンパス庶務課へ提出してください。

なお、下位学年のお子様が高校又は附属学校に在籍している場合は、高校又は附属学校事務室で申請してください。

申請期間：９月１０日～１１月２０日（土日祝日除く）

１．年間授業料が３分の１減免される場合

【申請条件】

次の①～②すべてに該当する者。

① 兄弟姉妹ともに前期分及び後期分の学納金が納入済みである。

② 兄弟姉妹ともに岐阜聖徳学園大学に在籍し、親権者と生計を一にしている。
（大学院の在学者は対象外）

本学独自の奨学金制度や高等教育の修学支援新制度（授業料減免）との併用はできますが、減免対象となる授業料の額は、本来納入する額と奨学金制度の受給額及び授業料減免額との差額を限度とします。

【提出書類】

・設置学校兄弟姉妹同時在籍者の授業料減免申請書（HP に掲載）
・振込先口座の通帳の写し
（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（ﾌﾘｶﾞﾅ）が記載されているもの）
・住民票（兄弟姉妹と保護者の続柄が記載され且つマイナンバーの記載のないもの）

【記入方法】

入学年度・学部・奨学金等により授業料の金額が異なります。
【表１】の①「授業料（年額）」を確認し、②「減免申請額」を『設置学校兄弟姉妹同時在籍者の授業料減免申請書』の「減免申請金額」欄に記入してください。

【表１】減免申請額　※千円未満切り捨て

①授業料（年額）	②　減免申請額 （①＊1/3）
270,000 円	90,000 円
350,000 円	116,000 円
360,000 円	120,000 円
400,000 円	133,000 円
450,000 円	150,000 円
470,000 円	156,000 円
500,000 円	166,000 円
540,000 円	180,000 円
700,000 円	233,000 円
800,000 円	266,000 円
900,000 円	300,000 円

※【表１】の①授業料（年額）に該当金額がない場合は、各自ご確認のうえ
②減免申請金額を申請書にご記入ください。

２．後援会費が年間納入額の２分の１減免される場合

【申請条件】

次の①～②すべてに該当する者。

① 兄弟姉妹ともに前期分及び後期分の後援会費が納入済みである。

② 兄弟姉妹ともに岐阜聖徳学園大学に在籍し、親権者と生計を一にしている。
（大学院は対象外）

【提出書類】

・後援会費減免申請書　【様式１】(HP に掲載)
・後援会費還付口座　【様式２】(HP に掲載)
・振込先口座の通帳の写し
・住民票（兄弟姉妹と保護者の続柄が記載され且つマイナンバーの記載のないもの）
※過去に兄弟姉妹在籍に伴う減免制度を受けられた方でも、今年度適用されるためには、上記書類を提出していただく必要があります。

【提出先】

羽島キャンパス　羽島庶務課
〒501-6194　岐阜市柳津町高桑西一丁目１番地
TEL：058-279-0804

岐阜キャンパス　岐阜庶務課
〒500-8288　岐阜市中鶉一丁目３８番地
TEL：058-278-0711